

子育ての日イベント実施運営業務委託仕様書

1 業務目的

本業務は、11月19日を松江市の「子育ての日」とし、その日に親子で楽しめるイベントを開催するものである。

今回のイベントに求められることは、親子で楽しめる内容であることと、様々な子育て支援施策について知ることができる内容であることである。

このイベントを通して、参加者が、子どもの成長や子育てへの幸福感を感じられる機会となり、また、国や市が行う子育てについての様々な支援を知り、必要なサービスにつながる機会となることで、さらに子どもの健やかな成長を楽しむ気持ち、また、安心して子育てができ、子どもを育てることに前向きな気持ちが持てるようになる機運の醸成を図る。

2 業務名

子育ての日イベント実施運営業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日（火）まで

4 開催日、開催場所及び参加費

- (1) 開催日時 令和5年11月19日（日）9:30～16:00
- (2) 開催場所 松江市役所（新庁舎テラス部分及び屋内の一部）、末次公園
※使用可能な空間は別添1を参照。なお、松江市役所新庁舎の運用方法の変更により、使用可能な空間について変更となる場合がある。
※松江市役所及び末次公園の使用料（光熱水費含む）は免除する。
- (3) 対象者 就学前～小学生低学年の子ども及びその保護者
- (4) 想定来場者数 3,000人
- (5) 参加費 無料
- (6) 備考 参加者駐車場は旧県立プール跡地広場（松江市学園南一丁目459番）を使用する。あわせて、旧県立プール跡地広場と松江市役所の間はシャトルバスを運行させる。なお、旧県立プール跡地広場の使用にかかる費用及びシャトルバスに係る費用は松江市が負担する。

5 委託契約額

- (1) 委託契約の限度額は、4,257,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (2) 委託契約料には、企画提案書に基づく委託業務のすべて、松江市等との打ち合わせに関する費用を含むものとする。
- (3) 開催場所の松江市役所（新庁舎屋内及びテラス部分）は、令和5年11月18日（土）午前9時～11月19日（日）午後7時までの間で準備から撤収が完了するよう事業計画を作成すること。なお、松江市役所新庁舎の運用方法の変更により、準備開始時間や撤収完了時間などについて前後する場合がある。
- (4) 独自に協賛金を集め、事業を拡大すること可能とし、協賛金等を充当して行うものも企画提案の対象とする。この場合において、協賛金を集める方法等と実現可能性について明記すること。
- (5) 経費見積書の作成に当たっては、見積額は支出から収入を控除したものとし、企業協賛金等は、収入にその額を記載すること。

6 業務の内容

(1) 子育ての日イベント内容企画提案

就学前～小学生低学年の子どもとその保護者を対象とした親子で楽しめるイベント企画を提案すること。

イベント内容には、動物との触れ合いができるような内容（例：アルパカ、ヤギ、ヒツジ、モルモットのような動物と触れ合えるような内容）を含むこととし、設置場所には養生を行うほか、動物の世話をを行う人員も併せて手配すること。

その他、イベント企画全般についての留意事項は次のとおりである。

- ・営利目的の内容を含まないこと。
- ・令和5年11月19日に松江市内で開催される他のイベント運営者と連絡を取り合い、内容が重複しないようにするなどの調整を行うこと。
- ・松江市役所新庁舎のテラス部分やテラス部分を昇降する階段を使用する場合は、適切な人員配置などを行い、安全対策に万全を期すこと。

(2) 子育ての日イベントの運営・管理に係る総合調整

子育ての日イベントをより魅力的なものとするために統括できる者の配置等、運営・管理に係る総合調整を行うこと。なお、本事業における業務項目は下表のとおり。

業務項目	業務概要
計画作成進行管理	業務全体の事業計画の作成 業務にかかる進行管理 企画内容に基づく施設設備の利用申請書類の作成 警察・消防・保健所等への届け出書類の作成
広報等	チラシ、ポスター、パンフレットの制作・広報 その他メディアを活用した広報
事前準備	企画内容に基づく資材や材料などの調達 会場設営スタッフの手配 出展者等への説明資料作成 警察・消防・保健所等への必要な申請 イベント参加方法のルール決め
会場設営	企画内容に基づく必要な光熱、水源の確保、音響・照明等の設営 会場内案内サイン装飾の制作・設置 シャトルバス乗降場所案内サインの制作・設置（3か所程度） 会場内の装飾 会場保護のための養生 追加設備にかかる事前調整
運営スタッフ	各セクションへの責任者配置、指揮 運営スタッフの手配及び事前教育 運営スタッフ用ユニフォーム等の手配
安全対策	市との連絡調整者配置 来場者イベント保険、賠償責任保険等の加入 避難経路の確保、非常用通路の表示、対応マニュアルの作成
警備	会場内及び周辺の案内看板制作・設置 会場周辺の安全確保、交通誘導 市役所駐車場占有に係る車両の退出誘導
イ ベ	受付・案内 来場者案内、来場者向けアナウンス（司会者） プログラム、パンフレット、アンケート等配布・回収

ン ト 当 日	進行・運営	イベントに関する演出・進行管理、必要な機材一式の手配 トラブルに対する迅速な対処 保護者等の受け入れ体制
	環境対策	ゴミの分別回収と適切なおみ処分
実施報告書 ・アンケート		実績報告書作成・印刷 出展者・参加者アンケート作成・集計

※その他、上記以外にイベントを魅力的なものとするための仕掛けや必要と考える事項があれば提案すること。

(3) 子育て支援策の周知・啓発

内閣府が推進する「家族の日・家族の週間」「さんきゅうパパプロジェクト」や国及び市の少子化対策及び子育て支援策^{*}の認知度向上を図るための情報発信を、イベントPR及び参加者募集に合わせて行うこと。

※本市の子育て支援の一例については以下の松江市公式ホームページで参照できます。

<p>子育て応援サイト「ママフレ」 ホーム>子育て・教育>子育て支援>サポート（未就学児）>支援</p> <p>母子手帳アプリ「母子モだんだん」 ホーム>子育て・教育>妊娠・出産>サポート（妊娠・出産）>母子手帳アプリ 母子モだんだん</p> <p>病児保育支援システム「あずかるこちゃん」 ホーム>子育て・教育>子育て支援>こどもを預けたい>病児保育>病児保育</p> <p>相談自動応答サービス「まつえの子育てAI コンシェルジュ」 ホーム>子育て・教育>子育て支援>相談したい、赤ちゃんの体重を量ってほしい>子育て相談>まつえの子育てAI コンシェルジュ</p>
--

また、イベント会場におけるブース設置により周知、啓発を図ること。ブースの設置場所は、松江市役所新庁舎入り口から入ってすぐの1階部分とし、ブースでは映像^{*}を使った情報発信ができるような仕様とする。

※放映する映像の例

本市が制作した子育て情報動画「一緒に子育てステップアップ」など

<p>動画の内容は以下の松江市公式ホームページで参照できます。 ホーム>子育て・教育>子育て支援>サポート（未就学児）>一緒に子育てステップアップ（子育て情報動画）</p>
--

(4) イベントのPR及び効果的な情報発信

多くの参加者を確保するため、メディアの活用や、チラシ及びポスターの制作を行い、当イベントに多くの集客が見込めるようPRを行うこと。なお、その際、松江市外からの集客も見込めるようなPRにも努めること。

その際、本市の各種情報発信媒体との相乗効果（例えば、まつえの子育てAI コンシェルジュの登録者数の増加など）が得られる方策を提案すること。

(5) 事業実績報告書の作成と提出期限

事業全体の実施記録を作成するとともに、参加者アンケート結果分析等をまとめて、下記のア及びイに留意し、事業実績報告書として松江市に提出すること。

ア 提出期限

令和 5 年 12 月 22 日（金）

イ 事業実績報告書の体裁、部数、提出方法等

体裁は次のとおりとし、電子データ（pdf 形式、word 形式）で提出すること。

- ①事業実施内容記録
- ②参加者アンケート結果分析
- ③事業実施風景写真（関係各者への研修、ブースの設営、当日の様子等）
- ④その他、指示するもの

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

8 変更に関する協議

契約金額の増額・減額の変更のほか、委託業務内容及び履行期限の変更について、必要に応じて本市と協議を行い、進めるものとする。

9 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、また、他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。特に個人情報については松江市個人情報保護条例（平成 17 年松江市条例第 15 号）を守らなければならない。

10 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含むすべての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行うこと。

11 留意事項

- (1) 本事業の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、再委託した業務に伴う当該第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。
- (2) 事業実施にあたり、事故や運営上の問題などが発生した場合には、速やかに本市へ連絡すること。
- (3) 本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ、定めるものとする。

以上